

(別紙) 「竹富町自然環境保護条例に基づく特別希少野生動植物を指定する件(案)」パブリックコメント提出意見一覧の実施結果について

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
1	チャイロマルバネクワガタとヤエヤママルバネクワガタに関して、 ・採集規制よりもまず販売規制を行うべき。 ・乱獲の要因は販売需要にあるため、特定第二種国内希少野生動植物種として販売を禁止する方が先決である。 ・ルールを守って採集をしている人もいるため、この10種類を特定第二種国内希少野生動植物種のような、販売又は頒布等の目的での捕獲等を規制し、調査研究や環境教育等を目的とした捕獲等、譲渡し等は規制の対象外となるような条例に変更してはどうか。 売買を含む譲渡目的の採集は過剰な採集につながる恐れがあるため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に係る「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定を行い、販売又は頒布等の目的での採集を規制するよう環境省と調整を行うこと。 ・販売等といった営利目的が問題であり、環境や現地の人達に配慮した営利目的ではない少数の採集に関しては考慮すべき。	現行の竹富町自然環境保護条例（以下単に「条例」という。）においては、販売又は頒布等を目的とした行為に限定した行為規制を行う制度は存在しません。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	・島全域の一律規制ではなく、3月に施行された特別保護地区・第3種特別地域など脆弱区域を中心に、観察・採集・ガイド同伴なしの立ち入りを規制して生態系を保全する案を支持。 ・普通地域では過度な制限を避け、区域別・メリハリ型の管理を提案。 ・エコツーリズムに伴う立ち入り制限や訪島者数の推移を見極め、その影響を検討した上で判断すべき。 ・西表島には自然公園法に基づき採集行為そのものやトラップ採集(工作物の設置)が禁止されている区域がある。また古見岳(相良川、ユチン川)やテドウ山といったヤエマルの有名産地は、今年春からエコツーリズム推進法に基づく立入制限フィールド(特定自然観光資源)に指定されている。 すでに立ち入り制限フィールドの指定を行っている為、採集圧に対しての牽制は始まっており一律の全面規制では逆に密猟を助長してしまう可能性があると考える。 ・今年から新たに導入された講習制度は、採集者の遭難防止やトラブルの軽減に一定の効果をもたらす可能性が大いにある。まずは講習の成果を検証したうえで、その後に規制を検討するのが筋ではないか。 ・採集圧が懸念されるならば、捕獲個体数の制限、講習範囲の拡大、あるいは講習料を引き上げることで採集圧を緩和するなどの方法がある。 ・昆虫などは外的要因で年変動が大きく、全域全面規制は実態にそぐわない可能性。入域可能エリアが限られていても、島内のどこかで種は存続しうるとの見解。 ・今年開始の入山規制・講習制度により実質的な有料化と採集圧の低下が見込まれるため、これ以上の厳格化は観光客減少を招く恐れがあり、慎重な検証を求める。 閉鎖的な島運営は住民が望むものではなく、過疎化対策とのバランスを踏まえた検討を要望。	条例に基づく行為規制は、その規制を通じて竹富町内の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に寄与することを目的としており、自然公園法、エコツーリズム推進法等の他法令とは規制目的が異なります。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
3	保護と採集を両立できる方策が望ましい。 禁止を含む保護条例には反対。まずは取引を禁止するとともに、住宅街や農地への侵入の禁止。マイナンバー記入を必須とした有料での採集許可書の販売などを行い、業者やルールを守らない採集者を規制することが優先。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
4	コフキオオメトンボの指定について ・生活史や個体数動向が未解明な段階での指定には不服で、まずは島内の分布・個体数に関する体系的な再調査を実施すべき。 ・本種は朝夕の薄暗い時間帯に高速で飛翔し、日中の目視観察が難しいため、観察記録の少なさは希少性の反映ではなく検出困難性による可能性が高い。 ・大富林道（大正池周辺）や大原港横の干潟などで薄暮～夜間にも飛翔個体が確認されており、2024年には19:36の採集例もある。近年は観察記録が増加傾向との情報もある。 ・本種は以前は、国内では大東諸島のみに生息し、1999年に西表島で確認された後、西表島で定着し八重山諸島の各島に分布を広げている。上記にあるように本町に飛来した本種が現在分布を拡大しており採集禁止にする事由には当たらない。 特別希少野生動植物の指定種とするのではなくて減少要因を精査するのが先決である。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 コフキオオメトンボについては、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
5	コフキオオメトンボの指定について ・評価に必要な情報が不足しており時期尚早・不適切との指摘。 ・現状で「採集が主因で個体数が減っている」と断定するのは妥当でない。 ・ほとんど採集圧のない種。 ・仮に指定する場合は、解除基準（回復目標の指標と数値、例えば一定期間の成虫観察頻度や生息サイト数の回復水準）を明示してほしい。 ・指定の見直しプロセスを制度化し、毎年指定対象決定会議では「指定解除候補種」についても同様に検討する場を設けること。 ・科学的根拠に基づいて慎重に検討する必要がある。 ・減少理由が明示されていません。推定される減少理由が「採集圧」で「採集を規制しさえすれば保護になる」とのお考えでしょうか？ ・採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないかと。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 コフキオオメトンボについては、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
6	トビイロヤンマの指定について ・インド～オーストラリアにも生息する広域分布種である。本種も飛来して一時発生・定着している種である。本種を含む湿地に生息するトンボ類は生息環境の変化による影響が多めで採集を要因とする減少は軽微であり根拠を欠く。 特別希少野生動植物の指定種とするのではなくて減少要因を精査するのが先決である。 ・減少理由が明示されていません。推定される減少理由が「採集圧」で「採集を規制しさえすれば保護になる」とのお考えでしょうか？ ・採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないでか。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 トビイロヤンマについては、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
7	ツマグロキチョウの指定について ・見直しを要望する。 ・八重山（西表島・竹富町）では土着ではなく、台風・季節風で北方から一時的に飛来する偶産種（迷蝶）と位置づけられる。 ・繁殖個体群は未確認で、竹富町内では食草も確認されていない。 ・個体数の多少は飛来数に左右される年変動であり、採集の有無とは独立した現象と考えられる。 ・当地での保護指定は生態学的合理性に乏しく、指定について検討してほしい。 ・ほとんど採集圧のない種。 ・科学的根拠を欠き、かえって保全効果を損なう危険がある。 ・採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないでか。 ・調査採集が許可制で制限されること自体が研究の大きな妨げとなり、科学的知見の蓄積を阻害すると強く懸念している。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 ツマグロキチョウについては、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
8	サキシマウスクモナミシャクの指定について ・オス1個体採れているのみ。記載時（模式標本）の記録以降、再発見がなく実態不明。生態や生息地、個体数等生態学的知見も乏しい。 ・今回採捕規制の指定種となると、今後の調査に大きな障害となる。類似種が多く、成虫でも同定には採集・解剖による生殖器観察が望ましいため、事前の採集許可申請が実質的に不可能なケースが多い。現状ではこの種の保全を考える以前に、生態をはじめ、生存の有無の把握が必要。 ・採捕規制の指定種にするのではなく、学術的な調査について、支援する方向性を持ってほしい。 ・生態もほとんどわかっておらず、現状、狙って採集することはほぼ不可能で、採集者間でも知名度が低く、ナミシャク類は一般に採集人気も高くない。画像や図鑑情報も乏しく、仮に採集禁止にしても現場で回避しづらい。得られている個体も非常に少ないため、ここで採捕規制を行ってしまうと、生態の解明が遅れる可能性がある。 ・興味を持つ人が少ないので、生態がわかったところで乱獲する人などはいない。 ・本種は愛好家の間でも知名度が低く、採集圧のリスクも低いとするのが妥当。 ・科学的根拠を欠き、かえって保全効果を損なう危険がある。 ・専門家でないで識別できない種。 ・採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないか。 ・調査採集が許可制で制限されること自体が研究の大きな妨げとなり、科学的知見の蓄積を阻害すると強く懸念している。 ・研究者に限らず、適切な手続きでアマチュアも採集・記録に参加できる柔軟な許可制度を設ける（迅速な許可、限定数・限定地域・期間指定などの条件付き許可）。 ・島内調査の推進、標本・画像・生殖器写真・飼育記録・食草情報を共有できる公式報告窓口の整備、誤同定を避けるための同定ガイド整備。 ・規制の目的を「知見の蓄積と保全の両立」と位置づけ、一定の採集を伴う基礎研究を促す枠組みを明確化。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 サキシマウスクモナミシャクについては、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
9	ニセコケシゲンゴロウの指定について ・ほぼ採集されていない種の為、規制を設ける必要があるとは思えない。 ・生活史の一部または全てにおいて水中で暮らす種類の指定は妥当。 ・ほとんど採集圧のない種。 ・生息環境の変化による影響が多めで採集を要因とする減少は軽微であり根拠を欠く。 ・レッドデータブックのランクのみを基準とせず、保全のためのご判断を。 ・マニアが少なく、多くの個体が採集によって持ち出されているとは考えづらいため、指定することによる保全の効果が見込めない。加えて、指定することにより、むしろ生息状況を調査する人がいなくなり、気づかない間に生息数が激減するなどのリスクを抱えることになる。 ・科学的根拠に基づいて慎重に検討する必要がある。 ・科学的根拠を欠き、かえって保全効果を損なう危険がある。 ・専門家でないと識別できない種。 ・本土では同じ科の水生昆虫は水質の劣化やえさの減少、農薬の影響、開発等により生息数の減少が主な問題になっている。もともとの生息域の保全をより必要としている種ではないか。 ・竹富町で確実な生息地が存在していない。 ・採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないでか。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 ニセコケシゲンゴロウについては、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類に、沖縄県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
10	ヤマトホソガムシの指定について ・ほぼ採集されていない種の為、規制を設ける必要があるとは思えない。 ・ほとんど採集圧のない種。 ・レッドデータブックのランクのみを基準とせず、保全のためのご判断を。 ・マニアが少なく、多くの個体が採集によって持ち出されているとは考えづらいため、指定することによる保全の効果が見込めない。加えて、指定することにより、むしろ生息状況を調査する人がいなくなり、気づかない間に生息数が激減するなどのリスクを抱えることになる。 ・指定によって今後こうした研究が進まなくなってしまう。有効な保全策を実施できない、あるいはしないのであれば、保全に繋がらず、かつ状況が悪化し得るため。 ・科学的根拠に基づいて慎重に検討する必要がある。 ・科学的根拠を欠き、かえって保全効果を損なう危険がある。 ・専門家でないと識別できない種。 ・本土では同じ科の水生昆虫は水質の劣化やえさの減少、農薬の影響、開発等により生息数の減少が主な問題になっています。もともとの生息域の保全をより必要としている種ではないでしょうか。 ・生息環境の変化による影響が多めで採集を要因とする減少は軽微であり根拠を欠く。 ・採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないでか。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 ヤマトホソガムシについては、沖縄県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
11	ヤマトホソガムシは西表島において原因不明の激減が起こっており、単純に採集規制をするだけでは生息状況を改善することは出来ないと考えられる。採集規制で終わるのではなく、規制解除を目指して西表島平地の湿地環境の改善を行うための指定であれば賛成である。採集圧が高く、かつ減少傾向にある種の採集規制をしたいだけであるなら、これら3種よりもオキナワスジゲンゴロウ、ツマキレオオミズスマシ、マダラアシミズカマキリあたりを指定するのが妥当だと思われる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	マルヒラタガムシの指定について ・ ほぼ採集されていない種の為、規制を設ける必要があるとは思えない。 ・ ほとんど採集圧のない種。 ・ レッドデータブックのランクのみを基準とせず、保全のためのご判断を。 ・ マニアが少なく、多くの個体が採集によって持ち出されているとは考えづらいため、指定することによる保全の効果が見込めない。加えて、指定することにより、むしろ生息状況を調査する人がいなくなり、気づかない間に生息数が激減するなどのリスクを抱えることになる。 ・ 指定によって今後こうした研究が進まなくなってしまう。有効な保全策を実施できない、あるいはしないのであれば、保全に繋がらず、かつ状況が悪化し得るため。 ・ 科学的根拠に基づいて慎重に検討する必要がある。 ・ 科学的根拠を欠き、かえって保全効果を損なう危険がある。 ・ 専門家でないと識別できない種。 ・ 本土では同じ科の水生昆虫は水質の劣化やえさの減少、農薬の影響、開発等により生息数の減少が主な問題になっています。もともとの生息域の保全をより必要としている種ではないか。 ・ 生息環境の変化による影響が多めで採集を要因とする減少は軽微であり根拠を欠く。 ・ 竹富町での確実な生息地が存在していない。 ・ 採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないのか。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 マルヒラタガムシについては、沖縄県レッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
13	イリオモテボタルの指定について ・新種記載後緊急指定種に指定された過去が有り、集落周辺等やや特殊な生息環境であること、その後具体的な対策が取られていない点には一定の危機感を覚える為、特別希少野生動物植物への指定はやむを得ない。 ・この種については人の生活圏周辺の生息環境が脆弱である可能性はある。環境省のレッドデータブックにも「存続を脅かす要因」として『配偶行動を阻害する人工照明の増加。幼虫の餌資源の生存を脅かす樹林や藪の伐採、急激な開梱など』とある。審議会ではイリオモテボタルに関しても『採捕規制を適用することが妥当』とあるが、この種は西表島内（人里離れた場所にも）に広く分布しており、かつ過度の採集が心配される状況はまったくない。 ・マニアが少なく、多くの個体が採集によって持ち出されているとは考えづらいため、指定することによる保全の効果が見込めない。加えて、指定することにより、むしろ生息状況を調査する人がいなくなり、気づかない間に生息数が激減するなどのリスクを抱えることになる。 ・指定によって今後こうした研究が進まなくなってしまう。有効な保全策を実施できない、あるいはしないのであれば、保全に繋がらず、かつ状況が悪化し得るため。 ・科学的根拠に基づいて慎重に検討する必要がある。 ・科学的根拠が欠け、かえって保全効果を損なう危険があります。 ・本土では同じ科の水生昆虫は水質の劣化やえさの減少、農薬の影響、開発等により生息数の減少が主な問題になっています。もともとの生息域の保全をより必要としている種ではないでしょうか。 ・採集圧が主要な要因とは考えにくい種を指定してしまうと、研究採集が制限され、実態解明が遅れるどころか、結果的に保全に逆効果となる可能性があるのではないのか。	条例第2条第2号において、特別希少野生動物植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 イリオモテボタルについては、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠB類に位置付けられていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち①に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
14	特別希少野生動物植物を指定する件（案）について 反対。 個体数の調査エビデンス、具体的根拠が示されていない点による。	条例第2条第2号において、特別希少野生動物植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 今回パブリックコメントの対象とした指定候補種については、竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえた上で、上記①～⑤のうち①又は③に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
15	規制の候補種について概ね妥当である。 クワガタ類に関しても指定に至る背景には理解出来るが、尚早ではないか。 クワガタ類に関しては採集者は多いが、非常に特殊な環境で発生する種のため多数を採集出来る人間は然程多くはない。成虫は殆ど何も食さないため、近年話題になっている果実トラップの放置問題等も起こらない種である。他の種にも言えることではあるが、指定をすることで逆に密猟を多くし、個体数減少に拍車をかけてしまう可能性もある。特に人気の高いクワガタ類に関しては今回指定候補の種の中で最もその可能性が高いと言える。 そのため、①採集数の制限、②入林届等を出していない者の立入禁止を行う、③空港等での水際対策（指定数を超過していないかの確認等）を強化する、④採集や観察（手に乗せるなどの軽いふれあい）ができるツアー等の実施等の採集自体を完全に禁ずる以外の規制策を提案したい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
16	今回の指定で最も大きなダメージを受けるのは真っ当な採集者や関連分野の研究者である。それらの人が何らかの目的（販売を除く）で指定種を採集する必要がある際、どこに何をせば良いかを明確にし、ホームページなどにきちんと記してほしい。現在採集が禁止されている種の採集に際し届出を行おうとする場合、提出先は環境省なのか町役場なのか、提出書類のフォーマットはどこにあるのかなど全くもって説明が不十分な場合が多い。	条例第25条第1項において、「学術研究又は繁殖の目的その他の規則で定める目的で特別希少野生動植物の個体の捕獲等をする者は、町長の許可を受けなければならない」旨を定めています。 当該手続きにおける様式等については、竹富町ホームページに公表済みです （https://www.town.taketomi.lg.jp/soshiki/shizenkanko/shizen/1648002626/）。 なお、他法令に基づく手続きについては、その要否も含め該当法令を所管する各機関にお問い合わせください。
17	指定は妥当。 採集者の遭難で島民の皆様の昆虫採集に対する感情が悪化しているにも関わらず、ヤフーオークションの出品のみならず、ヤエヤママルバネクワガタの採集方法の高額な情報商材を売る輩まで出てきました。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
18	ヤエヤママルバネクワガタ、チャイロマルバネクワガタの追加指定に関して、「当該種の生息状況に関する詳細調査」について 指定後一定期間内に当該種に関する詳細調査を行う旨記載がありますが、西表島内の全域において詳細調査を実施する想定ですか。 当該種は原生林環境生息の昆虫であり、アクセスが困難な島の中心部では環境が残っておりかつ採集圧もかかっていないことから多数の個体が生息していることが予想される。 また、特にヤエヤママルバネクワガタは夜行性種のため夜間の調査が必要不可欠となるが、島の中心部での夜間調査は危険が伴うものと認識している。 「詳細」調査をどの程度行うかについて現時点での見解をご回答いただけますと幸いです。	現状における採集圧が、本町における当該種の個体群の存続にどの程度影響を与えているのかを評価することを目的として、竹富町自然環境保護審議会から助言・指導をいただきつつ、詳細調査を実施することを想定しています。
19	今後のマルバネクワガタ類等の観察目的でのフィールドワークについて 今回の条例は採集規制を目的としたものであり、既存の手続を経ての西表島森林への入域・当該種を含む動植物の観察行為を規制するものではないという認識ですが、町としての見解に相違ございませんでしょうか。	「観察行為」の様態が明らかでないことから、回答を差し控えさせていただきます。 なお、条例上、特別希少野生動植物に指定されたことをもって効力を発する行為規制としては、捕獲等の禁止（第24条）並びに条例違反による捕獲等個体の搬出、販売及び譲渡等の禁止（第28条）が規定されているものと認識しています。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
20	採集禁止には、捕獲圧が生じるか否かが判断の基準となる。また、採集禁止によって、他の希少種の調査や、当該種のモニタリングの妨げになることは避けなければならない。 一律に禁止することは、学術研究や教育活動に必要な調査まで大きく制限し、結果的に科学的知見の蓄積や適切な保全策の立案を妨げる恐れがある。昆虫を含む多くの生物の生態や個体群動態を明らかにするには、限られた専門研究者だけで十分に対応することは難しく、一般の自然愛好家や市民による観察・記録といった幅広い関わりが調査やモニタリングを支えてきた側面がある。これらの活動が萎縮すれば、行政や研究機関だけでは十分なモニタリングが行えなくなる懸念がある。 採集禁止にせず、一部の数少ない愛好者が定期的に島を訪れ、モニタリングをして状況を常に把握した方が、禁止にするよりよほど保全に有意義。 飼育下の個体も野外からの供給が完全にストップすると、何れ近親交配が進むため、緩やかに市場や個人の手元等から消滅します。市場や個人の手元から消滅した場合、西表島自体が壊滅的な被害(自然災害や山火事・軍事侵攻等)が発生した際に、個体数の減少や絶滅が発生すると、種が地球上から完全に消滅します。 過去には自然下で絶滅種(シフゾウやバーバリライオン)が個人の飼育個体から自然界に復帰したり、復帰に向けたプロジェクトが進行している例もあり、ある程度は飼育下に残しておくことは種の存続においてかなり重要である。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 今回パブリックコメントの対象とした指定候補種については、竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえた上で、上記①～⑤のうち①又は③に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、一般論として、学術研究を目的とした個体の捕獲等であって、かつ条例第25条第3項各号に規定する事由がない捕獲等については、同条第1項の規定に基づく許可を受けていただくことで、実施可能であるものと考えています。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
21	現在主要な販売オークションであるヤフーオークションではショップ登録を行わない限り、販売禁止となっております。そのため、個人での出品はほぼ不可能な状況です。また、市場に流通している個体のほとんどは飼育下の繁殖個体ですので、オークションやショップ等での販売は採集圧に対して大きな影響はないと考えて問題ない。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
22	1. 持ち出し頭数制限 2. 採集者の入島制限 3. 採集者または、個体の持ち出し者に対する協力金の徴収 完全な採集の禁止や何の制限もない無制限の採集ではなく、採集の管理という形を取れば、人の集中による、地元の負担を減らし、採集される生き物への採集圧を軽減し、制限は出来るものの、採集者も持続的な活動が可能になるため、地元・採集者・自然の3者共に歩み寄った落としどころとすることが出来るのではないかと考えています。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	マルバネクワガタ2種の指定には賛成。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	マルバネクワガタは、採集者による捕獲圧が懸念され、指定することによって個体数を保全できると考えられる。また、採集者の無謀な行動による遭難なども防げ、島民らの搜索活動などの不利益も防止でき、加えて、採集者はあまりホテルなどに金銭を使わない傾向があるため、来島しないことによる経済的損失も少ないと考えられる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	過剰な種の指定は将来的に西表島の広大な原生林とそこに生息する生き物に触れ自然学習の機会の減少に繋がる恐れがある。 今必要なのは島外から訪れる採集者をコントロールして島民と共存出来るような条例ではないか。 (例えば入林時にGPS機能の付いた機器の携帯を義務付ける条例や島全体で入林する人数を制限する条例など)	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
26	・近隣住民の生活の平穏という利益を確保するために採集行為を規制するのであれば、本件条例とは別の法的根拠が必要となるものとする。 ・本指定については、条例に規定されている本来の目的である「野生動植物の多様性の保全」、同種の「特に保護を図る必要」という側面よりも、「同種採集者の一部の人間たちによって、西表島島民が現に迷惑を被っている」ので、「同種採集者によるトラブル発生を防止したい」、とのねらいの方が前面に出すぎているのではないかと考える。 竹富町議会議員により制定された条例に関すること。また、同種採集者の一部の方によって西表島に居住する島民の平穏な生活に現実影響が生じているようでもあるので、仮に本指定の目的が本当に上記ねらいの方に重きがあるとしても、それは島民の自治の問題である。	条例に基づく行為規制は、その規制を通じて竹富町内の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に寄与することを目的として実施されるものです。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
27	特にマルバネクワガタ類の採集規制について ・規制の妥当性について 現時点での採集規制は妥当であるとする。規制前の駆け込み採集による甚大な環境ダメージ、採集者の急増に伴う路上駐車、遭難の頻発など、加熱する諸問題を止める手段として、一時的な規制以外に有効な策はほぼありません。一方で、恒久的に採集を禁止し続けることは適切ではない。 ・行政側の主張に対する考え方 行政が指摘する「個体数減少の懸念」について理解はしていますが、現状には以下の課題があるとする。 ①十分な科学的調査が行われておらず、定量的データに基づく判断がなされていない ②採集者が立ち入る範囲は島全体のごく一部であり、個体群全体が絶滅の危機にあるとは言い難い ③一方で、路上駐車、騒音、光害、ガイド業への支障や遭難の頻発など、オーバーツーリズムによる住民生活への影響は本質的な問題であり、採集者側も改善の必要性を認識する。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
28	行政、地域、採集者の三者が協力し、資金、人手不足を補いながら仕組みを整備すれば、自然保護と地域振興の両立という共栄のモデルケースを築くことが可能。 さらに、全国的、国際的に規制の流れが広がる中で、「採集者、自治体、自然の共存」を示すモデルケースを構築できれば、竹富町は持続可能な自然利用のロールモデルとして注目される可能性がある。国内外からの関心を呼び、インバウンド需要や地域ブランド力の向上にもつながると考える。 ・課題解決策（具体案） 規制を単なる禁止措置にとどめず、行政、地域、採集者の三者にメリットがある仕組みを構築することで、共栄の道を開くことが可能である。 ①採集許可制と人数制限 ア. 事前予約制（オンライン申請）で入山人数を管理 イ. 許可料（例：1人1日30,000円）を設定 ウ. 25年3月より施行された一部地域への立ち入り制限法を拡張、システムの相乗り活用 ②資金不足への対応 ア. 初期費用のクラウドファンディング イ. 許可料収入を「環境保全基金」として運用 ウ. 基金を住民負担軽減（駐車場整備、生活道路管理）や保全活動に活用 ③人手不足への対応 ア. 入山チェックを観光案内所や宿泊業者が代行（リストバンド方式など簡易的に） イ. 採集者自身にモニタリング義務（採集数・観察数報告）を課し、人的リソースを補強 ④地域への経済的メリット ア. 許可料収入の一部を地元自治会や宿泊業者に分配 イ. ハイシーズン中の短期アルバイト募集、左記を契機とした移住促進 ウ. 「生態系保全と観光の両立」をPR資源として活用	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
29	密猟者は大量にいますので委託のように費用を抑えたパトロールだけではなく、しっかりと予算をかけて巡回や島外との窓口での検査をしていく必要はある。 資金として、可能かわからないがふるさと納税制度の返礼品の一つに生物資源を用いるということも提案したい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
30	・西表島のマルバネクワガタの個体数が減っているという話はない。現状で保護目的の規制を行うことは妥当だとは思えない。 昨年の10/13から10/20までの7日間の間にヤエヤママルバネクワガタを合計95匹の個体を観察し、絶滅の危機に瀕している昆虫がこれほどの数を観察できるとは思えない。一定の期間個体数をモニタリングを実施したうえで今一度指定種に加えるか検討すべきである。 ・採集規制は、明確な減少傾向が確認されている場合にこそ実行されるべきである。 ところが、2024年11月15日付の八重山毎日新聞によれば、町観光課は「ヤエヤママルバネクワガタの減少は確認できない」と回答している。したがって、十分な科学的根拠を得たうえで規制を検討するのが適切ではないか。また、沖縄県の説明として、「県希少野生動植物保護条例に該当するほど希少性は高くない」と掲載されており、上記記事から受ける印象は、町は規制自体には消極的で、少なくとも記事掲載時点では何らの規制も加える予定はない、とも読めるものであり、それから9か月後に指定に踏み切ったことは、途中である意味大きな方針転換があったとも解される。 上記のような報道がされてしまった以上は、町は別途何らかの形で根拠となる資料を明示した上で、条例に規定する指定要件に厳格に沿った同種の指定理由（保護の必要性）と、この9か月間に生じた経緯・経過とを詳細に説明するべきである。 さらに、西表島は世界自然遺産に登録され、今後観光地化が進むことが予想される。その際、無秩序な開発を防ぐための法整備は不可欠である。自然との共生は、採集規制という一面的な手段だけでは実現できない。開発行為の制限、イヌネコなどの非固有種のペット類の飼育も禁止するなど、多角的な対策が同時に講じられる必要がある。特にマルバネクワガタは、特定の木や環境でしか繁殖できない生態を持つため、生息域が破壊されれば存続は極めて困難になる。したがって、まずは生息域を明確に把握し、その周辺の開発を阻止できる仕組みを整備することが急務である。採集規制のみを行っても、本質的な保護にはならない。石垣島では同種が生息しているが、ゴルフリゾート開発によって貴重な森林が失われつつある。採集規制があってもこのような事態が起こるのは、本末転倒である。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 ヤエヤママルバネクワガタについては、オークションサイト等における取引対象種であること、石垣市自然環境保護条例における希少野生動植物保全種であること、竹富町内において本種の採捕を目的とした来訪者が多数確認されていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち③に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。
31	マルバネクワガタの個体数を守るなら、採集規制以外にも良い方法がある。 問題視されている「採集者の集中」ですが、これはマルバネクワガタを採集できる島が現状西表島しかなく、また「いつ規制されるかわからない」という心理によるところが大きいと思う。だからこそ慣れてない人が山に入り、遭難する事例が相次いでいる。これを踏まえた時、規制は当分しない、また難しくはあるでしょうが、10年前に採集規制がされて個体数の回復が見込まれている石垣島での採集規制を解除することで採集者の集中を解消し、西表島の毎年の採集者の数は減らせると考える。 採集目的の来島者が増加することに伴って増加してしまった遭難や路上駐車等のトラブルによって、住民感情として採集行為をよく思っていない意見が出た事は容易に想像できる。しかし、それを自然保護条例による種の採集規制を敷く理由とすることには疑問が残る。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
32	周知の不足について 今回のパブリックコメントの実施について、町公式LINE等でも周知されていないことは不適切。十分な周知がなければ、町民が意見を表明する機会を実質的に奪うことになり、意見募集制度そのものの信頼性を損なうのではないかと。今後は、町の広報手段を最大限活用し、意見募集の公平性を確保してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
33	審議会の透明性について 竹富町自然環境保護審議会の構成員名簿や議事録はパブリックコメントの実施前に公開されるべき。自然環境保護に関わる重要な意思決定である以上、透明性と説明責任は不可欠。地域に根ざした研究知見を保全施策に活かすことは、科学的妥当性を高め、町の施策への信頼を強化することにつながります。現状のままでは、専門的知見を反映できず、誤った指定や保全方針に至る危険性があると強く危惧しています。今後の調査や検討の場においては、審議会の構成員以外であっても、専門的知見を提供できる仕組みを設けるべき。 審議会の資料や議事録等が公開されておらず、なぜ審議会が開催されるになり、何を根拠として審議会としてこの意見に至ったのか判然としません。既に審議会としての結論は得ているわけですから、現時点で議論の経過を公表したところで審議に影響を与えることもありませんし、パブリックコメントの掲出以後であれば駆け込みといった議論も成り立たないと考えます。竹富町自然環境保護審議会に係る資料や議事録等の公開を求める。 審議会は、対象昆虫の選定に関して討議が不十分だったのでないか。審議会の再開催、種選定のやり直しを求める。 審議会各委員の発言も公開していただきたい。	竹富町自然環境保護審議会では、昆虫類を含む各分類群に専門的知見を有する有識者の方にご参画をいただき、今回指定候補種とした種以外の種も含め、本町における希少種・固有種等の生息・生育状況等に関する事項を議論いただいています。また、竹富町は、審議会の議論の結果を踏まえ、行為規制の対象種の選定を行っているところです。従って、審議会の資料、議事録等の公開を含めた取扱いについては、慎重に検討がなされるべき事項と考えています。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
34	絶滅が疑われる種や指定解除の基準について 例えば、すでにほぼ絶滅していると考えられるタガメやガムシを指定し続けることは、実効性に乏しいばかりか、研究や調査を妨げる要因となりかねません。保護指定を行うのであれば、将来的にどのような条件で指定を見直し、あるいは解除するのかといった基準をあらかじめ明確化すべきと考えます。たとえば、定期的なモニタリングで安定した個体群が確認された場合や、記載以来追加個体が確認されない場合など、科学的知見に基づいて指定を解除するプロセスを設けることが必要ではないか。解除基準を設定することは、過剰規制を避けつつ、真に必要な種を効果的に保護する制度の持続可能性を高める。	例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 従って、一般論として、①～⑤のいずれにも該当しないものと認められる種については、指定の解除を検討すべきものと考えています。
35	規制対象種の選定の透明性について 今回の見直しは、本来マルバネクワガタの規制について議論されていたはずだが、最終案には他の8種が突如として加えられており、その経緯が十分に説明されていません。このような追加の仕方は、町民や研究者にとって理解しにくく、納得感を欠いたものになっているのではないか。指定種の検討にあたっては、その根拠や選定過程を明示し、広く共有することが不可欠ではないか。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 今回パブリックコメントの対象とした指定候補種については、竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえた上で、上記①～⑤のうち①又は③に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
36	ツダナナフシなど販売実態がある種への対応について 一方で、例えば、ツダナナフシは島内での分布が限られており、個体数も多くないにも関わらず、認知度が高く、実際に採集され、販売されていることが確認されています。このような商業的採集圧が懸念される種こそ、早急に規制を設けるべき対象ではないでしょうか。このような種についてもマルバネクワガタのように、仮指定を行い、その後に調査を進め、得られた科学的知見に基づいて本指定の是非を判断する仕組みを整えることで、実効性のある保全につながる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
37	条例には全面的に同意。 町は具体的な対策やKPIを示すべき。 国頭村では貴重な野生動植物の密猟を防止するため、通年で実施している森林パトロールなどに加えて、林道の夜間通行止めを実施することにより、夜間の林道への無秩序な侵入の抑止が行われている。 これに遅れを取ることなく、町と県との強力なパートナーシップが望まれる。 ヤエヤマノコギリクワガタやコクワガタ等の今回の指定にない生物もまた、保護の対象にするべきではないか。 竹富町の自然環境と生態系の保護は、動植物だけではなく、農業および観光業、すべての町民にとっての生活と未来のかかった急務といえる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
38	今回の指定に多いに賛成である、西表島はこれまでの先人の知恵により古代からの自然が多く残っている、それは竹富町の人々に地球上の生命を尊重し、自然とともに生きる視点が培われていた為と考える。 発展や便利さを理由に自然破壊を顧みないでいると、かならずや人間に災いが帰ってくると考える、現在、日本各地で災害が起きているのも、自然への理解、配慮が不足していたからと考える。 今こそ、西表の希少動植物を守り、その視点、思想を残し、竹富町が日本、世界に、豊かな地域であることを示す時だと願う。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
39	本指定自体は、審議会の意見を聴いて町長が指定でき、町議会での議論の必要もなく、ただ掲示場に掲示されるだけで即時その効力を発し、行為禁止にとどまらず、違反した場合には「２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金」に処することが可能となる罰則を伴う強制力のある規定であるから、一般論としても、町は本指定の必要性について、具体的に説明する必要があると考える。	条例第２条第２号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 今回パブリックコメントの対象とした指定候補種については、竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえた上で、上記①～⑤のうち①又は③に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
40	本要項によれば、「今後の予定」として令和7年9月の告示が予定されており、パブリックコメント終了からわずか1か月程度の猶予しかない。 パブリックコメント募集の期間を7日間に設定したことについては、「…捕獲等が禁止される種が公表されるため、駆け込み採集を誘発することが懸念…。このことおよび自然環境保全という本条例の趣旨に鑑み、…」と説明されている。 一方、仮に十分な期間を設定した場合、今年10月からの同種の採集シーズン開始に間に合わないどころか、効力開始前の駆け込み採集目的で、例年以上の大人数が一気に押し寄せ、自然環境の人為的攪乱、島内の大混雑・混乱の発生の可能性は十分に予測できる。 この点につき、「指定の効力発生までに十分な説明と相当な期間を設定することの利益と駆け込み採集による自然環境の人為的攪乱、西表島内の大混雑・混乱を防止することの利益とを慎重に比較衡量した結果、後者の利益を尊重することの方が、より公益性が高い、と判断するに至った」ものであれば、その旨を（別の理由があればその旨を）説明する必要がある。 規則を都合の良いように解釈し理由付け実施する行為は極端に言えば「脱法に類する行為」で看過出来ない。	行政手続法第40条第1項においては、「命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。」と規定されています。 本件パブリックコメントを実施することで、条例に基づき捕獲等の規制が新たに設けられる可能性がある種が公表されるため、駆け込み採集を誘発することが懸念されることから、自然環境保全という本条例の趣旨に鑑み、パブリックコメント募集の期間を7日間に設定したものです。 なお、本町は行政手続法の直接の適用を受けるものではありませんが、同法第46条の趣旨に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置として、同法に準じた取扱いを行いました。
41	本指定により、同種のための採集を訪島目的とする方は、おそらく殆どが今後は西表島に来ることがなくなり、宿泊業、飲食業、レンタカー業者等は、特に10月、11月は少なからず影響を受けるものと推測される。 島内の宿泊業、飲食業、レンタカー業者等の理解は十分に得られているのか。	条例に基づく行為規制は、その規制を通じて竹富町内の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に寄与することを目的として実施されるものです。
42	同種採集者側においては、常日頃から西表島内の動向に注意を払い、「ヤエヤママルバネクワガタの特別希少野生動植物への選定が竹富町議会で提案された」旨の2024年12月20日付け八重山毎日新聞オンラインコラム記事「不連続線」を目にしていれば、近々、何らかの規制が実施される可能性が高くなったことは予測の範囲内であったかもしれないが、いきなり2025年のシーズン開始前からの本指定は、同種採集者からみれば、いわば利害関係人に対する「不意打ち」といえなくもないことである。 「不連続線」によれば、「…アンケートによると多くの住民は規制をかけることに賛成。島の自然を持ち出されたくないという意見が目立った」、とのことであるが、回答者群に偏りのない意見であったのか。	ご指摘の「アンケート」は、竹富町が実施主体となったものではございませんので、回答を差し控えさせていただきます。
43	条例22条では、「個体」には「卵」が含まれることが特に明記されているが、条例中の「個体」という表記で、「成虫」はもちろん、「幼虫」、「さなぎ」の変態過程も当然に含まれている、と解してよいのか。	貴見のとおりで相違ありません。
44	6 条例8Ⅲに「告示」、対応する規則3Ⅰは「公告」 条例11Ⅳに「公告」、対応する規則4Ⅰは「公告」 条例18Ⅱに「告示」、対応する規則10Ⅰは「告示」 条例21Ⅳに「告示」、対応する規則12Ⅰは「公告」 条例29Ⅳに「告示」、対応する規則18Ⅰは「公告」 とそれぞれあるが、法令用語として「告示」と「公告」をその語義により区別して使用しているのか。.	一般論として、「告示」は「竹富町が広く一般に向けて行う通知の一形式」を指し、「公告」は「竹富町が広く一般に向けて通知を行うこと」を指すものと捉えています。 いただいたご指摘は、今後の施策の参考とさせていただきます。
45	9月から規制というのはマルバネクワガタ類成虫の駆け込み採集を避ける意図があると感じているが、発生木での幼虫や繭玉採集が残る少ない期間で行われる可能性を否定できないので保全を謳うのであればきちんと気にかけていただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
46	採集規制の存在により起こり得る未来として、「誰も何も調べていなかったため、知らぬ間に絶滅していた」「気づくのが遅れて危機的状況、保全を急ぐも絶滅した」という最悪のケースも考えられる。 特別希少野生動植物の調査状況・保全状況・生息状況（生息地点等の密猟に繋がる情報は伏せる）を、数年おきにでも取りまとめて公表していくのは、自然環境保護を目的として採集規制をかけた主体の責任として竹富町役場に求められることかと思う。 その上で、調査が必要な種が増え続けるというのは、調査する側の負担も増大する一方です。その上で、それぞれの種に設けられる「規制内容の見直し・解除」の基準も必要かと思う。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 従って、一般論として、①～⑤のいずれにも該当しないものと認められる種については、指定の解除を検討すべきものと考えています。
47	ネットオークションなどで高額な値段で出品されており社会問題となっている。利益目的の略奪者や集団から環境、現地住民への被害を防ぐためにも明確に出品禁止などの対応が必要。 ただ観光客などの純粋に野生動植物を目当てに訪れる人には影響が出ないように過度な接触制限などは行わないようにしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
48	竹富町特別希少野生動植物の指定、特にヤエヤママルバネクワガタ、チャイロマルバネクワガタの採集規制に反対。規制を推進した三盛克美議員の昨年の議会答弁は、採集による本種の減少が提示されない内容で極めて定性的な内容でした。規制対象とするのは性急です。撤回を求めます。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 ヤエヤママルバネクワガタについては、オークションサイト等における取引対象種であること、石垣市自然環境保護条例における希少野生動植物保全種であること、竹富町内において本種の採捕を目的とした来訪者が多数確認されていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち③に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。
49	「オークションサイト等における取引対象である」ことが上げられているが、オークションサイトにおける流通を禁止させれば販売目的での大量採集は防ぐことができると考えられる。また、空港への負担は増えますが、島外に持ち出せる個体に制限をつけることで、採集体験を損なわないまま採集圧を軽減できるのではないでか。 ネットオークションで利益を得るために採集を行う人達への対策は、過剰な採集による自然環境への悪影響を守るための基盤となります。ただし、指定に際しては営利目的でない個人採集は出来るよう考慮いただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
50	「オークションサイト等における取引対象種」であると記載があるが、最大手のヤフーオークションではかなり前から出品禁止の措置が取られている。取引があることをどのように確認したのか、ご教示ください。 その他クワガタムシ種の国産のオオクワガタが規制されたように取引を規制する手段は他にあるので、規制する理由として含めるのはふさわしくない。 もし指定の理由に記載内容以外があり指定に踏み切るのでしたら追記すべき。	条例第2条第2号において、特別希少野生動植物は、以下①～⑤のいずれかに該当するものとして町長が指定したものとして、定義付けがなされています。 ① 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。 ② 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。 ③ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。 ④ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。 ヤエヤママルバネクワガタについては、オークションサイト等における取引対象種であること、石垣市自然環境保護条例における希少野生動植物保全種であること、竹富町内において本種の採捕を目的とした来訪者が多数確認されていること及び竹富町自然環境保護審議会の意見を踏まえ、上記①～⑤のうち③に該当するものとして、指定候補種に選定を行ったものです。 なお、ご指摘のあった「ヤフーオークションにおける出品禁止措置」は、「ヤフオク!ガイドライン細則」に基づき、「環境省が定めるレッドリスト（海洋生物レッドリストを含む）に掲載されている絶滅危惧種または準絶滅危惧種に該当する動植物種（当該動植物種の卵や種子を含む）」にのみ適用されるものと承知しています。
51	今回の追加指定は昆虫類のみとなっており、その他の分類群の検討がされていないという懸念が拭えない。その他の分類群においても、沖縄県レッドデータブック1Aに掲載されていても、貴町の特別希少野生生物に選定されていない種が多くあり、検討不足である。特に魚類は高い漁業圧にさらされており、採捕および混獲される方法で行われる漁業を禁止すべき。早急に検討すべきであり、審議会の再度の開催を求める。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
52	発生源である木の洞の破壊などの行為が確認できた場合は、その状況を写真とともにホームページ等で公表し、そのような行為は貴重な生息基盤の破壊であり、極めて悪質であることから採集自体の規制せざるを得ない点について周知すること。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
53	マルバネクワガタ属の2種についての指定は、特別希少野生動植物の指定後には保全に向けた取り組みなどは計画されているのか。採捕に関する規制を敷いたところで、保全や増殖などに向けた計画が無ければ特別希少野生動植物の指定について効果が薄くなるのではないか。	ヤエヤママルバネクワガタ及びチャイロマルバネクワガタについては、本町における当該種の個体群の存続に採集圧がどの程度影響を与えているのか十分に評価できていないため、指定後一定期間内に、当該種の生息状況に関する詳細調査、普及啓発等を実施することを予定しています。